

平成15年6月27日  
閣議決定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（抜粋）

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革行程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自立」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金の在り方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、（以下 略）

（別紙2）

国庫補助負担金等整理合理化方針（抜粋）

2 重点項目の改革行程

【社会保障】

○ 保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。

(参考)

○保健所長医師資格要件の廃止

◎「事務・事業の在り方に関する意見」(平成14年10月30日地方分権改革推進会議)

1 社会保障

(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し

○ 保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】

保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止について、平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。

なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しがなされることを強く求める。

◎「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(平成14年12月24日閣議報告)

1 社会保障

(3) 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し

(才) 保健所長の医師資格要件の廃止

保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止について、平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける。